

議案第 20 号

木古内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険事業基金条例（平成 29 年条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

## 木古内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険事業基金条例（平成29年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業の円滑な財政運営を図るため」を「給付の安定に資するため」に改める。

第6条中「次の各号の一に該当する場合に限り」を「町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。